

(様式第8)

平成27年 6月30日

全国商工会連合会 会長 殿

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名  
※共同申請の場合は連名

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書

小規模事業者持続化補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付および番号も記載のこと。)

小規模事業者持続化補助金事業

(平成27年5月1日交付決定 27全商工連第118号)

2. 事業期間

開始 平成27年 5月 7日

終了 平成27年 6月30日

3. 実施した補助事業の概要

(1) 事業者名

株式会社

(2) 事業名

しいたけの「スライス・乾燥」加工による商品化

(3) 事業の具体的な取組内容

(機械装置等費) スーパースライサー SH-6 の購入

(機械装置等費) 卓上真空包装機 V-280A の購入

(機械装置等費) 食品乾燥機 ドラッピー DSJ-7-3A の購入

「スライス乾燥しいたけ」の商品化を図るため、スライサー (109,000 円)・食品乾燥機 (173,000 円)・真空包装機 (372,000 円) を5月20日に購入、6月5日に設置し、生産体制が完了した。

(4) 事業成果 (概要)

これまで、廃棄されてきた形状変形等による不良しいたけを、本補助事業で購入した3点の設備導入により、スライスして乾燥加工、真空パックし、販売することで、炊き込みご飯・吸い物などの具材として活用していただけるようになり、しいたけの

歩留まりの向上と、これまでのスーパー・旅館等のユーザーに加え、加工食品・仕出し屋など新規取引先の拡大を図れます。

その後、試作品を試用していただき、境港市で食料品製造・卸販売・弁当・仕出しの営業をされている「」からは来月から毎月 20kg の受注をいただき、生産に追われている。

更に、「」の商品なら安心して使用できるという事で、日吉津村で仕出し弁当・料理の「」、米子市皆生温泉の旅館からも引き合いが来ており、生産したしいたけの等級の低い不良品の活用で、廃棄処分することも無く、売上の増加につなげることができました。

(5) 事業経費の状況

・支出内訳書（別紙3）

(6) 本補助事業がもたらす効果等

平成 26 年 7 月 4 日に会社を設立し、同年 10 月より菌床しいたけの生産販売を開始。ビニールハウス等の施設により温度・湿度管理を行い、通年で一定品質・一定収量を確保している。

現在の主力商品は生しいたけであり、地元スーパー・旅館等のエンドユーザーに月間 1,500 千円の販売を行っていますが、生しいたけでなく、乾燥しいたけも取り扱って欲しいという要望が強くあり、それに応えられる体制が整ったと言えます。

等級の低い不良品は生しいたけの重量換算で 200kg、売上 100 千円となり、乾燥しいたけとして加工・販売することで、生産したしいたけを無駄なく売上につなげることができました。

また、新規取引先の拡大にもつなげることが可能になりました。

現在、新たにビニールハウス 1 棟を建設、これに伴って生産量・売上高とも倍増する予定であり、不良品も倍増すると思われませんが、今回の設備はこれにも十分対応できるだけの能力もあり、乾燥しいたけの売上高も倍増すると確信できました。

将来的には「」としてブランド化を目指します。

(7) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

大変良い補助事業だと思います。できれば総事業費の枠を広げていただきたいです。

【注】「雇用を増加させる取組」により 50 万円を超える補助金の交付を受けようとする場合には、当該新規雇用者にかかる①「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」（年金事務所等の受付印押印済み）の写し、および②健康保険証の写しを、確認のため添付してください。